

用語の解説等

| 項目 | 用語の解説・留意事項等 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【概要】 | |
| ○面積 | |
| 総面積 | 一部の市町村においては、境界の一部が未定のため参考値を示している。 |
| 林野面積 | 「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせたものに相当する。 |
| 国有林面積 | 地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の計画樹立時の森林面積。「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。 |
| 耕地面積 | 田耕地面積及び畑耕地面積の合計。 都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成の上で精度を設定しているものではない。 |
| 宅地面積 | 非課税地積及び評価総地積の合計。 |
| 可住地面積 | 総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出。 |
| （○地方版総合戦略に係る人口展望） | |
| | 各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。男女別人口及び年齢区分別人口について、未推計あるいは未公表の場合は、“-”としている。 対象期間：国の長期ビジョンの期間（2060年）を基本とするが、国立社会保障・人口問題研究所の推計期間である2040年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも可能であり、一部においては年度が2060年とは異なっている。 |
| ○所得 | |
| 市町村内総生産 | 1年間に市町村内で各経済活動部門の生産活動によって新たに生じた付加価値の貨幣評価額を示したもので、産出額から中間投入額（原材料、光熱費等の経費）を差し引いたもの。市町村内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与をあらわす。 「生産」には、農業、製造業などの物的生産のほか、卸売・小売業、金融・保険業などのサービス生産や、農業や水産業などで自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居（持家）のサービスなど本来貨幣交換を伴わないものも含まれる。 |
| 市町村民所得 | 市町村内に居住している者（法人等を含む）に分配される所得のことであり、雇用者報酬、財産所得、企業所得で構成されている。 |
| 【組織】 | |
| ○二役 | |
| 市町村長 | 平成30年3月20日現在のものである。 |
| ○給与関係指標（一般行政職） | |
| 一般行政職 | 「一般職員」のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員。 |
| ラスパイレス指数 | 全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。 |
| 平均給料月額 | 平成29年4月1日現在における職員の基本給の平均（給料の調整額及び教職調整額を含む。） |
| 【産業構造】 | |
| 第1次 | 農業、林業、水産業 |
| 第2次 | 鉱業、製造業、建設業 |
| 第3次 | 電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸業、情報通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者 |
| 税・関税等 | 輸入品に課せられる税・関税－総資本形成に係る消費税 「輸入品に課せられる税・関税」 関税及び輸入品商品税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。関税は関税定率表に基づいて輸入品に課す税であり、輸入商品税は輸入品が税関通過の際に課税される国内消費税。 「総資本形成に係る消費税」 設備投資及び在庫投資の消費税控除額からなる（投資にかかる消費税は税法上控除対象仕入額の一部であるため、ここで一括計上して控除する）。 |
| 【農業・工業・商業】 | |
| 総農家数 | 経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯 |
| 農業従事者数 | 調査期日前1年間に自営農業に従事した者（15歳以上） |
| 経営耕地 | 所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。 土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としている。 |
| （製造業）事業所 | 一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているもの。 |
| （製造業）従業者 | 常用労働者（「正社員、正職員」、「パート・アルバイト」、「出向・派遣受入者」等）、個人事業主及び無給家族従業者の合計であり、臨時雇用者（1か月以内の期間を定めて雇用されている者等）を除いたもの。 |
| 製造品出荷額等 | 平成26年の1年間における、製造品出荷額（製造工程から出たくず及び廃物の売却による収入額を含む）、加工賃収入額及びその他の収入額（修理料収入額等）の合計であり、消費税等を含んだ額。 x・1又は2の事業所に関する数値であるため、統計調査の秘密保護の観点から秘匿したことをあらわしている。また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は「x」であらわしている。 |
| （卸・小売業）事業所 | 原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。 |

| 項目 | 用語の解説・留意事項等 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (卸・小売業) 従業者 | 「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含まれない。 |
| 年間商品販売額 | 平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。 x…1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所をあらわしている。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。 |
| 【医療】 | |
| 病院数 | 一般病院数と一般診療所数の合計としている。 |
| (医療施設の種類の) 病院 | 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。 |
| (医療施設の種類の) 一般診療所 | 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。 |
| (医療施設の種類の) 歯科診療所 | 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。 |
| (病院の種類の) 一般病院 | 精神科病院（精神病床のみを有する病院）以外の病院。 |
| 病院病床数 | 一般病床数と一般診療所病床数の合計としている。 |
| (病床の種類の) 一般病床 | 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床。 |
| 医師数、歯科医師数、薬剤師数 | 従事地等による総数 |
| 看護師数、准看護師数、保健師数 | 従事場所による就業者総数 |
| 薬局 | 薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。 |
| 医薬品販売業 | 店舗販売業、配置販売業、卸売販売業等 |
| 【高齢者福祉施設】 | |
| 老人デイサービスセンター | 休止中の施設を含む。 |
| 【保育・教育】 | |
| 保育所 | 施設数は小規模保育事業等を含む。 |
| 高等学校 | 児童生徒数は専攻科を含む。 |
| 【公共施設整備状況】 | |
| (市町村道) 実延長 | 総延長（道路法の規定に基づき指定され、又は認定された路線の全延長）から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長。 |
| (農道) 延長 | 市町村が管理している農道の延長。 ・不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が運行可能な1.8m以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。 ・市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等市町村以外の者が管理している農道は除く。 ・農道を市町村道として認定しているものは除く。 |
| (林道) 延長 | 市町村が管理している林道の延長。 ・併用林道を含み、森林鉄道及び索道は除く。 ・市町村が設置した林道であっても、国・都道府県、森林開発公団、森林組合等市町村以外の者が管理している林道は除く。 ・林道を市町村道として認定しているものは除く。 |
| 都市公園等 | 都市公園法第2条第1項の規定により都市計画区域内において市町村が設置・管理している都市公園（街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等）及び都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村が設置・管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているもの（児童福祉法第40条の規定による児童遊園を除く）。 |
| (都市公園等) 市町村立 | 市町村が設置している公園。 都道府県、民間等に管理を委託しているものを含み、都道府県から委託されているものは除く。 |
| (都市公園等) 市町村立以外 | 国、都道府県、公団等が設置している公園。 市町村、民間等に委託しているものを含み、市町村から委託されているものは除く。 |
| 公営住宅等 | 公営住宅、改良住宅及び単独住宅について、市町村が管理しているもの。市町村が単独事業として建設した住宅以外の住宅も含む。 「公営住宅」…公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅 「改良住宅」…住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅 「単独住宅」…公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものの。 |
| (廃棄物処理施設) 処理人口 | 実際に収集を行っている区域における平成29年3月31日現在の住民基本台帳登録人口。 |
| (廃棄物処理施設) 年間総収集量 | 市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分に係るものを、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含める。 |
| (水道) 給水人口 | 上水道＋簡易水道＋専用水道の給水人口 「上水道」…水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道 「簡易水道」…水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が101人以上5,000人以下の水道 「専用水道」…寄宿舍、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって101人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の |

| 項目 | 用語の解説・留意事項等 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (水道) 普及率 | 行政区域内人口に対する給水人口の割合。 |
| (下水道) 汚水処理人口 | 下水道＋農業集落排水施設等＋漁業集落排水施設＋合併処理浄化槽の汚水処理人口 「農業集落排水施設」 農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、むらづくり総合整備事業実施要綱、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱又は農村振興総合整備事業等実施要綱による「農業集落排水整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設。 「漁業集落排水施設」 農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、漁業集落環境整備事業実施要領、漁村再生交付金実施要領、平成22年改正前の村づくり交付金実施要綱による「漁業集落排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設。 |
| (下水道) 普及率 | 行政区域内人口に対する汚水処理人口の割合。 |

【公共施設数】

| | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童館 | 児童福祉法第35条の規定により設置された児童館。 |
| 公会堂・市民会館 | 公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設。 |
| 公民館 | 社会教育法第21条の規定により設置している公民館。 |
| 図書館 | 図書館法第2条の規定による図書館（分館含む）。 |
| 博物館 | 博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設。 |
| プール | 水面に係る面積が150㎡以上のもので、プールごとに1箇所として集計。 |
| 保健センター | 地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について（昭和53年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知）」に基づき設置している市町村保健センター。 |

【財政】

○決算収支の状況

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主財源 | 自主的に収入しうる財源をいい、地方税、分担金・負担金、使用料、手数料等をさす。 |
| 依存財源 | 国（県）の意思により定められた額を交付させたり、割り当てられたりする財源をいい、地方交付税、国庫（県）支出金、地方譲与税、地方債等をさす。 |
| 義務的経費 | 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な極めて硬直性の強い経費。人件費、扶助費、公債費。 |
| 投資的経費 | 地方公共団体の歳出のうち、その支出が資本形成に向けられ、資産がストックとして将来に残る経費。通常、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費。 |
| 実質収支 | 地方公共団体の黒字・赤字を判断するための指標。通常、「黒字団体」「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。 前年度以前からの収支の累積（赤字・黒字要素）が含まれる。 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源 「翌年度に繰り越すべき財源」 事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など |
| 単年度収支 | 実質収支に含まれる前年度以前からの収支の累積の影響を遮断し、当該年度だけの収支を把握しようとする指標。 当該年度の実質収支－前年度の実質収支 |
| 実質単年度収支 | 当該年度の実質的な収支（黒字、赤字）を判断するための指標。 単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額。 単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額 |

○主要指標等

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準財政規模 | 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。 標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額 |
| 財政力指数 | 地方公共団体の財政力を示す指標（過去3か年平均）。 財政力指数が1に近いほど（あるいは1を超えるほど）財源に余裕があることを意味する。 基準財政収入額 基準財政需要額 |
| 經常収支比率 | 地方公共団体の財政構造の弾力性（建設事業などの政策的経費に充当することのできる財源が多いかどうか）をあらわす指標。 低いほど政策的経費に充当できる一般財源が豊かで、財政構造の弾力性があることを意味する。 人件費、扶助費等に充当した一般財源等 經常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債 × 100 |
| 自主財源比率 | 歳入総額に対する自主財源の割合を示す指標。 数値が高いほど行政活動の自主性や安定性が確保される。 自主財源 歳入総額 × 100 |
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの総称。 地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を作成し、財政の健全化を図らなければならない。 財政の早期健全化等の必要性を判断するとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的にあらわす。 |
| 実質赤字比率 | その地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す。 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模 × 100 |

| 項目 | 用語の解説・留意事項等 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結実質赤字比率 | その地方公共団体の公営企業会計を含む全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。 全ての会計の黒字と赤字を合算して地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す。 $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ |
| 実質公債費比率 | その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（過去3か年平均）。 地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す。 $\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$ |
| 将来負担比率 | 地方公社や地方公共団体が損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。 $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$ |
| 財政調整基金 | 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金（大幅な減収減や災害等により思わぬ支出が発生した場合の備え）。 |
| 減債基金 | 地方債を計画的に償還するために設けられる基金。 |
| ○公営企業の状況 | |
| 公営企業 | 地方公共団体が設置し、経営する企業のことであり、上下水道や病院など地域住民の日常生活に欠かすことのできないサービスを提供している。サービスの対価としての料金収入等によって独立採算性で運営することが原則。 |
| 法適用企業 | 公営企業のうち地方公営企業法が適用され、民間企業と同様に企業会計方式（複式簿記）により会計処理を行っている企業のこと。 地方公営企業法では、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気、ガス、病院事業（財務規定のみ適用）に適用することが義務づけられており、また、同法で義務づけられていない事業でも任意に適用することが可能。 |
| 法非適用企業 | 公営企業のうち地方公営企業法が適用されず、一般会計等と同様の官庁会計方式により会計処理を行う企業のこと。 |
| 純損益 | 法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額。 |
| 実質収支 | 法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたもの。 |
| 他会計繰入金 | 一般行政事務や本来不採算となるような公共サービスを行っている公営企業について、そのような料金収入によって賄うべきでない経費について一般会計等の他会計において負担し、公営企業会計に繰り入れているもの。 |
| 資金不足比率 | その地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。 公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。 $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ 「資金の不足額」 公営企業ごとに資金収支の累積不足額をあらわすもの。法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。 |
| 【税】 | |
| ○徴収率 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・普通税 法定普通税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税） 法定外普通税 ・目的税 法定目的税（入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税） 法定外目的税 |
| 【主な長期計画】 | |
| 中期財政計画 | 財政の健全化を実現するため、具体的な取組（財政健全化対策、財政目標等）をまとめた財政運営の基本的な指針。 |
| 地方版総合戦略（市町村） | 「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月28日法律第136号）第10条に基づき、策定するよう努めなければならないとされている市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略。 国及び都道府県の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。 |

詳細は、出典資料等で御確認ください。